

**おおいた夢色音楽プロジェクト「のつはる音の森フェスティバル2024」
実施業務委託仕様書**

1. 業務名

おおいた夢色音楽プロジェクト「のつはる音の森フェスティバル2024」実施業務委託

2. 目的

本市では、音楽を活かしたまちづくりを推進する「おおいた夢色音楽プロジェクト」に取り組んでおり、毎年、おおいた夢色音楽祭をはじめ、どこでもコンサート、ふるさとコンサート等の年間を通じた音楽イベントを実施している。

本プロジェクトの一環として、のつはる天空広場にて中学校・高校吹奏楽部や別府アルゲリッチ音楽祭関連の演奏者、様々な文化・芸術団体が出演する「のつはる音の森フェスティバル」等を開催し、さらなる音楽文化の振興及び地域の活性化を図る。

また、全日本吹奏楽コンクールで上位受賞歴のある県外高校を本フェスティバルに招聘することで、出演する中学生らに質の高い演奏を聴く機会を提供し、次世代の音楽文化の育成につなげる。

3. 開催概要

【のつはる音の森フェスティバル2024】

日時：令和6年9月21日（土） ※開始及び終了時間は提案内容による

場所：のつはる天空広場

出演：市内中学校2校・高校吹奏楽部1校

別府アルゲリッチ音楽祭関連の演奏家1組、幅広い分野の文化・芸術団体、
活水中学校・高校吹奏楽部（県外招聘校）

その他：飲食ブース、来場者のおもてなし等

設営：令和6年9月18日（水）～20日（金） ※撤収は9月22日（日）または、23日（月）

来場目標人数：1,300人

4. 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

5. 委託する業務内容

「2. 目的」達成のため、効率的かつ具体的な計画を策定の上、以下の事業を実施すること

(1) 広報宣伝・情報発信

「3. 開催概要」のイベントを効果的に広報宣伝・情報発信を行うこと。

なお、広報物は全てに市指定のイベントロゴを使用してデザインすること。

①チラシ制作

規格：A4 サイズ（両面）×7,000 枚

内容：両面フルカラー4色刷り、写真入り

納期：令和6年7月25日（木）



【参考】市指定のイベントロゴ

②ポスター制作

規格：A2 サイズ（片面）×150 枚

内容：フルカラー4色刷り、写真入り

納期：令和6年7月25日（木）

③プログラム制作

規格：A4 サイズ（両面）×1,300 部 135kg ※A3 サイズ2つ折り

内容：フルカラー4色刷り、写真入り

納期：令和6年9月6日（金）

①～③共通事項

- ・写真素材、プロフィール及び原稿の一切は原則、受託者準備とする。
- ・市の承諾を得るまで校正を行い、印刷に入る前にサンプルを1部提出し、市の承諾を事前に得ること。
- ・納品先は市役所本庁舎5階企画部文化振興課とする。

④その他

イベントの集客を促進するため、広報宣伝物以外に新聞、メディア媒体を活用した効果的な情報発信を行うこと。

(2) イベントの企画・運営

ア. 本事業の趣旨、目的に合った演奏者及びMCを手配すること。

なお、市内中学校・高校吹奏楽部及び別府アルゲリッチ音楽祭関連の演奏家については市で決定し、受託者は活水中学校・高校吹奏楽部を含む出演者の演奏形態の確認及び移送手段等の手配、調整を行うこと。文化・芸術団体については、本フェスティバ

ルの目玉となるような全国を舞台に活躍するアーティスト1組、本市で活動する文化・芸術団体等から1組、大分市アーティストバンク^{ポ-ト}POART (<https://poart-oita.com/>)の登録アーティストから1組以上の計3組以上提案し、音楽や伝統芸能等の幅広い分野が含まれるプログラムを提案すること。

- イ. 来場者への案内等に必要な看板及びサインを設置すること。
- ウ. 事業実施に必要とされる十分な人員(会場設営、運営、雑踏整理等)を配置すること。
また、交通誘導計画に応じて警備員8名以上配置すること。
- エ. 企画内容に応じて音響や照明、電源、ステージなどの必要な設備の準備、撤去を行うこと。終了後は速やかに現状復旧を行うこと。
- オ. 会場設営・撤去においては、「のつはる天空広場利用ガイド(別添)」を遵守すること。
- カ. 出演者控室として会場内にテント(2間×3間)を3張り設置し、各テントに側幕と荷物置き用の机を4台設置すること。
- キ. 来場者用の避暑地として、テントを設置し、必要台数の椅子を配置すること。
- ク. ステージ演出以外に飲食ブースの飲食業者の提案をするほか、来場者をおもてなしする内容を提案すること。なお、飲食業者によるアルコール販売は禁止とする。
- ケ. 仮設トイレを男女各3機以上市が指定する場所に設置し、定期的に清掃及び汲み取りを行うこと。
- コ. ステージ上には、既存の横断幕(横4,800mm×縦3,600mm)2枚を設置すること。
- サ. 既存ののぼり(横600mm×縦1,800mm)100枚を装着するためのポールを100本準備し、会場内外に設置すること。
- シ. 中学校・高校吹奏楽部の演奏用にステージにひな壇及び指揮台を設置すること。
- ス. 市内中学校・高校吹奏楽部3校分<生徒輸送用大型バス…1校あたり1台の計3台、楽器運搬用トラック…1校あたり1台の計3台(各学校の楽器の分量により、トラックの積載料については調整するものとする)>の移送手段を手配し、学校から会場まで安全に移送すること。
- セ. 展望広場を来場者駐車場(最大500台)とし、交通誘導計画に沿ってスムーズな駐車、会場への誘導に努めること。来場者移送用に会場内循環バスを1台以上手配すること。
- ソ. 別府アルゲリッチ音楽祭関連演奏家への演奏謝礼として100千円支払うこと。
- タ. 事故や突発的なトラブル時の対策など、危機管理を徹底すること。
- チ. 来場者が熱中症にならないよう効果的かつ適正な暑さ対策を講じること。
- ツ. 会場内は原則禁煙とすること。
- テ. 雨天時には効果的かつ適正な雨天対策を講じること。

(3) 活水中学校・高校吹奏楽部(長崎県)の招聘

①活水中学校・高校吹奏楽部(長崎県)の部員・顧問の移送及び楽器の運搬

ア. 9月20日(金)に長崎県から宿泊先となる「のつはる西部の楽校」及び「大分市宇曾山荘」

へ部員・顧問の約 69 名を移送するとともに、楽器を運搬し、宿泊先で生徒の受け入れを行うこと。受け入れの際は、各施設の利用方法及び翌日のスケジュールについて案内すること。

※活水中学校・高等学校がバス・トラックを用意するため、受託業者が手配する必要なし。
イ.9月 21日(土)に「のつはる西部の楽校」及び「大分市宇曾山荘」から、本フェスティバルの会場となる「のつはる天空広場」へ部員・顧問を移送するとともに、楽器を運搬すること。

また、演奏終了後、長崎県へ部員・顧問を移送するとともに、楽器を運搬すること。

ウ.なお、ア.イの経費として310千円計上し、市が指定した業者に支払うこと。

②食事等の手配

・宿泊先となる「のつはる西部の楽校」及び「大分市宇曾山荘」に下記のとおり食事を手配すること。また、本市の郷土料理や本市産品を活用した料理など、本市の魅力を感じる献立にするとともに、食物アレルギーに配慮が必要な部員については適切に対処すること。

月 日	内 容	手配場所及び人数
9月 20日(金)	夕 食	のつはる西部の楽校33 名分、大分市宇曾山荘36 人分
9月 21日(土)	朝 食	のつはる西部の楽校33 人分、大分市宇曾山荘36 人分
	昼 食	のつはる天空広場69 人分

・お茶(500ml)を部員・顧問用に計276 本(各食事、出演時<熱中症対策>分)用意すること。

・本市おもてなしの一環として、部員および顧問の人数分の大分の郷土菓子等を用意すること。

③その他支払い関係

・活水中学校・高校吹奏楽部への演奏謝礼として30千円支払うこと。

・のつはる西部の楽校利用者のシーツクリーニング代として、予め19千円計上の上、のつはる西部の楽校あてに支払うこと。

(4) 事業実施計画作成業務

受託者は事業の受託決定後、委託者と協議の上、速やかに以下の内容を盛り込んだ運営計画及び運営マニュアルを作成すること。

①全体スケジュール(イベント当日、準備期間等)

②会場レイアウト

③ステージ進行台本

④電気、音響機器等の設置計画

⑤廃棄物処理計画

⑥広報計画(スケジュール、広報媒体等)

- ⑦人員体制
- ⑧緊急時、雨天時、荒天時の対応計画
- ⑨その他、実施にあたり必要となる項目

(5) 運営体制の構築

実施に当たっては、業務全体の責任者、各業務の担当者を定め、運営体制を構築すること。また、委託者との調整を緊密に行うため専属の担当者を置くこと。

(6) 事業実績報告書作成業務

業務終了後、速やかに開催状況が確認できる写真等を含む事業実績報告書1部を市へ提出すること。

6. 保険への加入と損害賠償

開場設営からイベント当日及び撤去までを対象としたイベント保険に加入すること。本業務中に発生した事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

7. 著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめ、成果品の全ては、市に帰属するものとする。また、成果品に含まれる構成素材（写真、イラスト等）については、市が二次的著作物を作成し、利用することについて許諾すること。

8. 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

9. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

10. 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、参加者に対し特定の団体等に加入させたり勧誘させたりするようなことは、事業中、事業後を問わず、一切行わないこと。なお、本業

務により取得した個人情報、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

11. 守秘義務

受託者は、業務委託を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12. その他

- (1) 出演者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (2) 受託者は、委託業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて市の指示により報告を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに市と協議すること。
- (4) 本仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項について要求内容に含まれるものとして提案書を作成すること。
- (5) 雨天、荒天、ダム満水時に開催可否（延期を含む）の判断を要する場合は、市と協議のうえ対応すること。

